二　一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機のフックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら第二百二十七条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上におり、安全ベルトをはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはしご先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はしご移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはしご先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上におり、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図ではしご車左側にいたり、第二百二十七条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

四　三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはしご車に収納し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図ではしご車右側にいたり、第二百二十七条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五　四番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はしご移動」の号令を復唱し、はしご移動操作を行つて目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はしご移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、第二百二十七条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち、集合線にもどる。

第三章　低所救助操法

第一節　［略］

第二百三十三条　［略］

第二百三十四条　［略］

［第３７図～第３９図　略］

第４０図　［略］

第４１図　［略］

第二節　［略］

第二百三十五条～第二百四十条　［略］

第三節　［略］

第二百四十一条～第二百四十四条　［略］

第四節　はしごクレーン救助操法

（操法実施上の留意事項）

第二百四十五条　第百九十六条に定めるもののほか、はしごクレーン救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～四　略］

二　一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機のフックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら第二百七条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上におり、安全ベルトをはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

三　二番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはしご先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はしご移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはしご先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上におり、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図ではしご車左側にいたり、第二百七条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

四　三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはしご車に収納し、四番員の「ジヤツキおさめ」の合図ではしご車右側にいたり、第二百七条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五　四番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はしご移動」の号令を復唱し、はしご移動操作を行つて目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はしご移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、第二百七条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち、集合線にもどる。

第三章　［同上］

第一節　［同上］

第二百十三条　［同上］

第二百十四条　［同上］

［第３７図～第３９図　同上］

第３９図の２　［同上］

第３９図の３　［同上］

第二節　［同上］

第二百十五条～第二百二十条　［同上］

第三節　［同上］

第二百二十一条～第二百二十四条　［同上］

第四節　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第二百二十五条　第百七十六条に定めるもののほか、はしごクレーン救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～四　同上］